

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月26日
【発行者名】	いちご不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 高塚 義弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	いちご不動産投資顧問株式会社 執行役財務本部副本部長財務部長兼経理部長 久保田 政範
【電話番号】	03-3502-4886
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資証券に係る投資法 人の名称】	いちご不動産投資法人
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資証券の形態及び金 額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 7,679,850,880円 売価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 691,949,440円 (注) 今回の一般募集は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、 当該発行価額と異なる価額（発行価格）で行う募集のため、 一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なりま す。
安定操作に関する事項	1．今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する 上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要がある ときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する 安定操作取引が行われる場合があります。 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品 市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取 引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年11月14日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年11月26日開催の役員会において発行価格および売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (14) 手取金の使途
- (15) その他

引受け等の概要

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格

第4 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

下線_____は訂正箇所を示します。

なお、発行価格等決定日が平成26年11月26日（水）となりましたので、一般募集の申込期間は「平成26年11月27日（木）から平成26年11月28日（金）まで」、払込期日は「平成26年12月3日（水）」、受渡期日は「平成26年12月4日（木）」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「平成26年11月27日（木）から平成26年11月28日（金）まで」、受渡期日は「平成26年12月4日（木）」、シンジケートカバー取引期間は「平成26年11月29日（土）から平成26年12月18日（木）までの間」となります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる国内一般募集）】

（3）【発行数】

<訂正前>

95,680口

(注) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主から8,320口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

（後略）

<訂正後>

95,680口

(注) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主から借り入れる本投資口8,320口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

（後略）

（4）【発行価額の総額】

<訂正前>

7,193,000,000円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(15) その他 引受け等の概要」をご参照下さい。発行価額の総額は、平成26年11月6日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

7,679,850,880円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(15) その他 引受け等の概要」をご参照下さい。

（5）【発行価格】

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格等決定日（後記「(15) その他 引受け等の概要」で定義します。以下同じです。）の株式会社東京証券取引所における本投資口の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定します。今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格および引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等および発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数およびオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞および発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <http://www.ichigo-reit.co.jp>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に本

書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等および発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- (注2) 平成26年11月26日(水)から平成26年12月1日(月)までのいずれかの日(発行価格等決定日)に一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として引受人から受け取る金額)を決定します。
- (注3) 後記「(15) その他 引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

<訂正後>

83,167円

- (注1) 発行価格等(発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格および引受人の手取金をいいます。以下同じです。)および発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数およびオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。)について、平成26年11月27日(木)付の日本経済新聞および本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト([URL] <http://www.ichigo-reit.co.jp>) (以下「新聞等」といいます。)において公表します。
- (注2) 後記「(15) その他 引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

(注2)の全文削除及び(注3)の番号変更

(14)【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金(7,193,000,000円)については後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金およびその取得費用の一部に充当し、残額があれば借入金の返済に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当(詳細については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。)による新投資口発行の手取金上限(625,000,000円)については、借入金の返済に充当し、残額があれば手元資金とし、将来の借入金の返済に充当します。

- (注1) 上記の各手取金は、平成26年11月6日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。
- (注2) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

<訂正後>

一般募集における手取金(7,679,850,880円)については後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金およびその取得費用の一部ならびに借入金の返済に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当(詳細につい

ては、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。)による新投資口発行の手取金上限(667,813,120円)については、借入金の返済に充当し、残額があれば手元資金とし、将来の借入金の返済に充当します。

(注) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

(注1)の全文及び(注2)の番号削除

(15)【その他】

引受け等の概要

<訂正前>

以下に記載する引受人は、平成26年11月26日(水)から平成26年12月1日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定される発行価額(引受価額)にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
合計	-	95,680口

(中略)

(注4) 各引受人の引受投資口数は、発行価格等決定日に決定します。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、平成26年11月26日(水)(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定された発行価額(引受価額)(1口当たり80,266円)にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)(1口当たり83,167円)で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金(1口当たり2,901円)とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	66,977口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	14,352口
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	7,654口
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,697口
合計	-	95,680口

(中略)

(注4)の全文削除

2【売出内国投資証券(オーバーアロットメントによる売出し)】

(3)【売出数】

<訂正前>

8,320口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主から8,320口を上限として借り入れる本投資口の売出しです。したがって、上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合には、発行価格等(発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格および引受人の手取金)および発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数およびオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞および発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト([URL] <http://www.ichigo-reit.co.jp>)(新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に本書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等および発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

<訂正後>

8,320口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主から借り入れる本投資口8,320口の売出しです。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

なお、発行価格等(発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格および引受人の手取金)および発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数およびオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、平成26年11月27日(木)付の日本経済新聞および本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト([URL] <http://www.ichigo-reit.co.jp>)(新聞等)において公表します。

(4) 【売出価額の総額】

< 訂正前 >

648,000,000円

(注) 売出価額の総額は、平成26年11月6日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

691,949,440円

(注)の全文削除

(5) 【売出価格】

< 訂正前 >

未定

(後略)

< 訂正後 >

83,167円

(後略)

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主から8,320口を上限として借り入れる本投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は8,320口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

(後略)

<訂正後>

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主から借り入れる本投資口8,320口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

(後略)